



共同海損に関する国際法規(7)

田崎, 慎治

(Citation)

経済學商業學國民經濟雜誌, 33(2):207-224

(Issue Date)

1922-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053460>



共同海損に關する國際法規（其七）

田 崎 愼 治

八 結 論

場合規定主義にて満足することを得べきや原則主義に改めざるべからざるやの問題を一刀兩斷に決定することは容易の業にあらざるべし然れども大勢の向ふ所は蓋し凡そ推測することを得べきが如し夫れはY. A. R. を改訂増補するか或はY. A. R. の補足的規定を別に制定して以てY. A. R. の缺點を補ふを以て近き將來の仕事とし次で原則主義の法典(Codex)に漸進する方針を採るべきものなるべし。

此の準備として研究を要すべき方面二つありと思ふ、一つの方面は或る形に於て訂正増補したるY. A. R. を用ふる場合に於ける研究なり其の研究すべき要領は蓋し次の如くなるべし。

第一、Y. A. R. の規定中特に不満足と考へらるゝものを舉げて其の矯正策を講ずること。

第二、Y. A. R. に規定なき事項中何等かの形にて規定の存在することが必要又は便利なりと考へらるゝものを舉げ如何に之を規定すべきやを研究することなり。

研究を要すべき他の方面は法則主義に據る所の理想的法典の編成に向ての努力なるが研究の順序としては先づ現に Dowdall 氏及び其他の法則主義者一派の着手せる國際法典草案の内容を吟味し之を補正する方法を考ふるにあるが如し。今試みに本草案に對する私の希望を次の順序に概説すべし。但既に他の論者に依りて前號本誌上に盡されたる部分は之を避けたる。

第一、共同利益主義を定義面に表はすこと

第二、假修繕費を代用費として認むること

第三、救助費用及複雜救助の規定に關する問題

第四、轉針後の燃料炭、給食料等の問題

第五、船員の過失と共同海損

第六、海損精算地

第七、雜題

第一 草案の定義中に共同利益主義を採用せることを明にすべし

同法典第一條に於て共同海損行爲の定義あり之れに依れば全然共同安全主義 (Common safety theory) を採用せるものと解せざるべからず然るに草案の精神が全然共同利益主義を無視するの案にあらざることは Dowdall 氏其他の人々の説明に依りても之を窺ふことを得べし。(註一)

〔註一〕 共同安全主義 (Common safety theory) は危險に對して船舶積荷の共同に物質的安全なること (physical safety) を意味するものなり共同利益主義 (Common benefit theory) は船長の行爲により船舶積荷をして共同航海の目的を達せしむる(或は共同航海の目的に近つかしむること)の利益或は商業上の意味に於て窮極 (dead lock) より船貨を救助し價值を保存するの利益なり) ことの利益を意味するものなり(もし安全 (safety) と云ひ得べくば moral safety を意味すべき) 斯る利益増進の爲めに讓さるゝ犠牲も之を共同に全價上に分擔するの外に公平なる途なし、去れば或程度 (公平を失はざる程度) まで利益主義を共同海損又は準共同海損 (代用費の如く) の名稱の下に認むるの外なきが如し。

私は草案が利益主義を加味せる所の適當なる定義を下すことに付て配慮すべきものなりと信ず、其の理由は次の如し。

共同安全主義と共同利益主義に關し Dr. A. Lind 氏の述ぶる所に依れば抑も兩主義は共同海損の原則に關する問題にあらずして單に共同海損行爲の結果を如何なる邊まで延長すべきかの問題に過ぎず即原則の應用の問題に過ぎずとあり(本誌第三十二卷第四號四十四頁)然れども私は矢張り原則の問題に屬するものにして共同海損行爲の定義の一部を爲すべきものなりと思ふ。(註二)

〔註二〕 偶發の事變に因り積荷に生ずる損害は積荷主のみ之を負擔すべし偶發の事變に因り船舶に生ずる損害は船主のみの負擔に歸すべし共同海損行爲に因る船舶或は積荷の損害は共同海損として分擔せらるべし前者即偶發の事變に因る損害と後者即任意の行爲に因る損害とを區別する標準如何即偶發の事變の結果 (consequence) として生ずる損害と任意の行爲の結果 (consequence) として生ずる損害とを如何にして判別するや Lowndes 氏は曰く任意の行爲の結果の範圍と偶發事故の結果の範圍とは正に等しかるべきものなり而して結果に關する原則は正に次の如くなるべし即ち

偶發の事故又は任意の行爲の直接の物理的の必要といふ生ずる所の結果のみを採るべきものなり、其の中間に位する或出來事或は任意の行爲とは關係なく生ずる所の結果なり是れ以外の結果は之を排除せざるべからず故に彼の直接原因の法則は共同海損にも適要せられざるべからずと (no other consequences shall be taken in consideration except those which must follow the accident or the act by direct physical necessity, independently of any subsequent contingent event or act of volition. (Report on G. A. by R. Lowndes, Secretary of I. G. A. Committee, 1862)

Dowdall 氏が犠牲の程度(measure of sacrifice)の問題として説明せる所を視るに同一の行爲が數多の費用の原因たることを得べし(The same act may be the cause of many expenses) 船長が避難港に入津することに因りて犠牲に供する所のものは入津の費用のみならず積卸、再積込みの費用、出港の費用並に避難港に於て修繕するための餘分の費用なるべし云々とあり本誌第三十二卷第五號四十四頁此の趣意は蓋し入港の行爲自身を以て在港中の費用並に出港費用の如きものゝ原因として見ることを妨げざるべしとの意なるが如きも上述の如き直接原因の法則に照して考ふべきものにして採り難き說と言はざるべからず。

巴里會議に提出せられたる各國共同海損一覽表(Collated Summary)を見るに(Paris Report, 1912 p. 379) 共同の急迫せる危険を要素とせる共同海損行爲の定義(Section 2)に對して英國は因よりとして米、白、佛、獨、蘭等の諸國委員は各自國法が其の定義に一致せる旨を承認せり、共同利益主義を認めたる諸國が共同安全主義の國と同一の認證を與ふなることは私に之を解釋するに苦しむ草案第一條の定義中の(series of acts)引續ける數行爲なる文言を以て直ちに所謂 common benefit theory を包容せるものなりと了解することは固より不可能なるべし草案者 Dowdall 氏自身の説明によれば此の series of acts は一の作業(process)を構成すべき數行爲の意味にして複雑救助の場合を規定せるものなり然り而して複雑救助の場合に既に陸揚げせられたる積荷の共同海損分擔義務は草案第四條の not permanently discharged なる文言に依りて解釋せらるべきものなりとあり要之草案は此の二の文言にて複雑救助を解釋せんとせるものなり。

安全を目的とする船長の行爲なりや利益を目的とする船長の行爲なりやに依りて分るゝなり、此の二主義は船長の行爲の目的(motive)によりて其の行爲が共同

海損となるや否やを區別するなり (Report on G. A. by Richards Lowndes, Secretary of I. G. A. Committee, 1862) Dowdall 氏は非常の損害費用をば犠牲に屬するものと否らざるものとに區別し而して犠牲の觀念には急迫せる危險に對して船貨を保存するために行はるゝ所のものと共同航海の挫折を防止するために行はるる觀念とありと説き更らに進んで犠牲に屬するものは當然共同海損に屬すれども否らざるものは共同海損に屬せず、然れども之を船舶積荷運賃の各別の單獨負擔に屬せしむることの行ひ難き場合に於ては共同補償 (the principles of mutual indemnity for extraordinary expenses) の原則によりて共同に分擔せらるゝなりと云へり (本誌第三十二卷第五號三十八頁) 此の説明の當否及此點に關して Dowdall 氏が V. A. R. を非難せる説の當否 (Hamel v. p. & O. S. N. Co.) は今暫く之を措き苟くも共同海損行為として航海の挫折を防止する行為を認む (猶航海の挫折防止以外の他の場合に於ても利益主義は V. A. R. に於て認められをり) る以上は之を定義中に入れざるべからざることは明なり。 (註三)

【註三】巴里會議に提出せる一覽表中の第四條には A general Average Act is voluntary, although it is the only reasonable course to pursue. との提案あり而して各國委員は各自國法に一致する所の提

案なりと承認せり如此果して單に一つの方法の存在する場合にも猶任意たるを失はずとせば Peshawar 號が航海の續行不可能なる場合に於ても其儘とすることの代りに積荷を陸揚げして本船を修繕し其航海を續行することは一の任意の行爲なり其の航海繼續のための費用陸揚げ費用及陸揚げのための積荷の損害を共同海損とすることは蓋し不當にあらざるべし〔Y. A. R. 10 (2)〕(本誌第三十二卷第五號第四十四頁)

共同利益主義を採用せる歐羅巴諸國例へば獨逸の規定の如きも其の定義中に直ちに共同利益の意義を設けをらざるが如し之れは蓋し其のこと自身が頗る困難なるが故なるべし。(註四)

〔註四〕獨商七百條は船貨共同保存の目的を以て行はるゝ行爲の損害及斯る行爲によりて引續き生じたる損害並に同様の目的に付て醸されたる費用を共同海損とすとありて船長の目的が共同利益にある場合に共同海損とすべき記載なきが如し猶又條文の上より見て所謂船長の保存行爲の結果を延長して利益の點までも及ぼすべき趣旨とは解し難きが如し茲に獨商第七百條全文を掲ぐ

Alle Schäden, die dem Schiffe oder der Ladung oder beiden zum Zwecke der Errettung beider aus einer gemeinsamen Gefahr von dem Schiffer oder auf dessen Geheiss vorsätzlich zugefügt werden, sowie auch die durch solche Massregeln ferner verursachten Schäden, ingleichen die Kristen, die zu demselben Zwecke aufgewendet werden, sind grosse Haverei. Die grosse Haverei wird von Schiff, Fracht und Ladung gemeinschaftlich getragen.

英國の如きは共同安全主義を採用せるが故に英法の定義は英法の實際を表はせし。

然れども私は思ふに此の難問題を解決するにあらざれば法典主義の意義を認め難し。

猶共同利益主義を定義中に含ましむることに付き配慮を要すべき點あり夫れは共同利益主義は航海繼續の利益を共同海損として認むる主義に外ならざるが如く解釋せられざるが如しと雖も果して然るか疑なき能はず航海の挫折を免ぐるゝことの問題は例へば Y. A. R. 並に草案が各第十條に於て規定せる所なり然るに彼の Y. A. R. 第八條に規定せる擱坐せる船舶より積荷を卸す費用の問題は必ずしも航海の繼續とは交渉を有せざる場合あることは明かなり然るに危險(peril)の存在を要せずして陸揚行爲の如きものを共同海損と認むるものゝ如し Y. A. R. 第八條の文面上より考へて斯く結論するの外なかるべく又實際問題としても其費用を共同分擔とするの外に途なきが如し然るに費用をもし Y. A. R. 第八條が共同海損として認めたるものとせば少くとも Y. A. R. としては共同利益主義の中には航海の挫折に沒交渉の者をも含みをとを認めざるべからず。(註五)

〔註五〕 伯林の Dr. Bröder は Y. A. R. 第八條に in a position of peril の文字を挿入すべしと主張せり (1913 Meidid Report, p. 77)

草案は斯る費用は危險の存在せることを前提として共同海損とすべきことを明規せり草案

第九條(f)及第九條の第一項を對照すれば明なり(猶 1912. Paris Report, p. 414 に於て危險の存在を前提とせること明なり)

英國の海損精算人の實行規則によれば避難港にて本船を修繕して航海を繼續するために陸揚する場合は危險の存在を要せずして共同海損を認むることとして安全主義に一の例外を作れるも(2012)英國には V. A. R. 第八條に相當する規定なきが如し、V. A. R. の解釋方法の問題として若し第二條の所謂共同安全のために取りたる總ての手段が共同海損なりとの趣旨を矢張り第八條にも適用すべきものせば第八條も矢張り危險の分子を含むものと解釋せざるべからず然れども斯る解釋方法を採ること能はざるべし(猶 V. A. R. の解釋心得方に付き 1906, 23 及 Berlin conference Report p. 410 に於ける Rudolph Ulrich 氏の意見を參照のこと)

草案が果して斯る費用を(船貨全滅の危險の存在せざるときは)共同海損とせざる趣旨なりとせば何、が斯る費用を負擔すべきや頗ぶる困難なる問題を惹起すべし、草案によれば再積込み出帆する場合に於ても苟くも避難港に入津したるにあらずる以上は共同海損を構成せざるべし是れ不都合のことにあらずや。

第二 假修繕費(cost of temporary repairs)を代用費(substituted expenses)として認むるの趣意を採用すべきものなり。

草案は避難港に於て航海繼續の必要上行はるゝ所の假修繕の費用(即船主に永久的利益を與へざる性質の修繕費)を代用費として認めざるの趣意なることを(Dr.)

wdall氏は説明せり Dowdall 氏の説明によれば(一九一五年三月二十五日附短篇)草案は假修繕に關する直接の規定を設けず第六條(一)に於て Y. A. R. 第十四條の如き規定を實質上保存せるに止まれり從て草案第一條及第二條の規定の結果として共同海損たるべき損傷の假修繕費は共同海損となり單獨海損たるべき損傷の假修繕費は急迫せる危險より財産を保存する目的に出でたる場合の外は單獨海損なるべしとあり。(註六)

〔註六〕此の危險より財産を保存する目的云々とは例へば Lowndes 氏の所謂修繕と云はんよりは應急手當でとも稱すべき場合にして船體の一部を取脱して假舵を作る等の如きを意味するものなるが如し。(Lowndes, Law of G. A. p. 137 s. 30)

私は草案が第十條(E)に於て假修繕費用を附加し恰も之を曳船料、積換の費用及び送り届くる費用等と同列に置くことを希望するなり。(註七)

〔註七〕Y. A. R. 第十條(D)項は恰も草案第十條(E)項に相當する所のものなるが前者も後者と同じく特に假修繕費なる項目を示しなからず此の兩者に相當する所の倫敦海損精算人協會の實行規則 No. 12 及び No. 13 も亦特に假修繕費なる名稱を存せず由是觀れば或は Y. A. R. の如きも假修繕な substituted expenses より除外せるやの觀なき能はず。

英法が假修繕の費用を如何に取扱ふべきやは聊か判明を缺けるやの觀なき能

はざるも *Wilson v. Bank of Victoria*, 1867 の判決は蓋し英國の現行法として觀られるが如し而して其の判旨に従へば船舶を耐航ならしめ積荷を仕向港に届けることが假修繕を以て遂げ得らるべきときは船長は避難港に於て本修繕を爲すの權利なし故に若し避難港に於て船長の採るべき途二あり即(一)避難港にて本船を完全に修繕(*completely repair*)することは可能なるも然かすれば滞在日數永くかゝり或は共同海損たるべき費用を多く要すべきとき(二)不完全なる修繕(*incomplete repair*)の儘にて積荷全部を積込みて出帆するも航海上別に支障なく而して之れがために滞在日數或は費用を節約し得る場合なり若し斯る二の途あるときは船長は英國の法律上は第二の方法を採るの義務あり船長は餘分に費用のかゝる方法を採らざりしことを自分の功績の如く考へて其の報ひを積荷にまでも求むるの權利あるべからず依て斯る場合には所謂 *substituted expenses* の問題を生ぜずとせるが如し(*Lowndes*, S. 55, S. 30) 英國の此の判旨の根據は運送契約上の船主の當然の義務を盡したる場合には所謂非常のことを爲したりと云ふ能はずとするなり獨商法に於ても共同海損として費用が分擔さるゝためには多少とも非常の性質を帶びざるべからず單に運送契約履行の範圍に屬する義務より生ずるの費用は

分擔さるべからず故に假修繕費を代用費とすることは不可なりとせるが如し(A. Sieveking, —the Law of Carriage of Goods by Sea, Chap. XIII-6)(註八)

【註八】 此の Sieveking 氏の説は獨國の Prince Eugene 號事件(Hanseatic Supreme Court, 1881)の判決に基けるものなすが如し然れども獨逸國に於ても實際の慣習は假修繕費を代用費として認めたるものゝ如し(Lowndes 5th ed. p. 533)

單獨海損たるべき損傷の修繕費なるものが單獨海損なることは自明の理なりと雖も其の應急修理が單に航海繼續の利益の程度に止まり後船主が完全なる修繕を爲すに付き何等の利益を船主と與へざる程度に在ては全然航海繼續のために行はるゝものにして全然之を船主の負擔とすることは條理に適せざるものと云ふべし少くとも既に避難港滯在中の船員の給食料を共同海損として認むる以上は假修繕費を代用費として認めざることは首肯し難し、關係者の利益(共同海損費用を節約せる程度に於て)として認むべき非常の費用たる點に於て曳船料の如きものと異なる所なかるべし米國に於ては Congdon (p. 113)に従へば航海繼續のための相當なる假修繕費用は共同海損として取扱へりとあり、米國にても dry docking の費用修繕の際積荷を積める儘にて入渠し従て入渠料増加する場合を代用費と

せるを以て見れば私は假修繕費も矢張り米國にても之を代用費とする方適當なりと思ふ。

第三 救助費用(salvage)及複雑救助(complex-salvage)の問題

草案は救助費用を共同海損とするに付きて餘りに窮屈なる規定を設けたり即契約救助の場合に於て救助の勞務に對して報酬が支拂はるべき約束の場合の報酬(to be paid for work and labour done)即日傭主義の報酬のみが共同海損たることを得べきなり(草案第九條)是れは共同海損の原則は全體のために或ものを犠牲に供するにあり(give one for all)との制限に支配せられたる結果なるべし而して英國主義を窮屈に採用したるの結果なり抑も救助契約に於て報酬支拂の條件は救助契約當事者の掛引によりて種々に定まるものなり其の支拂の條件が日傭主義なる場合にのみ船主に犠牲ありとして共同海損たるや否やを決定することは實際上に於ても理論上に於ても不公平なり斯くまで窮屈にするよりは寧ろ米國に於けるが如く抱容力を廣げ過ぎる方が比較的優れりと斷定することを得べし蓋し中傭を得たる規定の方法あるを信ず。

複雑救助(complex salvage)に對する規定は一層困難なり Dowdall 氏の述ぶる所の

第一條の series of act 或は第四條の not permanently discharged の如き文言を用ふることは大なる機能なかるべし、複雑救助に關しては船貨の利害を調和し關係者の軋轢を防ぐことに今少し多く貢獻すべき規定を設けることを得ば幸甚なるべし。

第四 避難港に向て轉針後の給食料、燃料炭等の問題。

Dowdall 氏は草案は米國主義を採用せりと云へり尤も草案の文言より見れば直接の規定としては何等 Y. A. R. と異なるなし(Y. A. R. の第十條と草案の第十條とは殆んど同様の文句なり)然るに Dowdall 氏の説明する所に從へば(一九一五年三月二十五日附短篇)草案第二條にて除外されをらざる故に之れは當然共同海損として補償せらるゝなり故に草案は米國主義を採用せるなりと。

然るに米國に於ては避難のために轉針したる以後の燃料炭等を共同海損とせるも避難港出港以後もとの地位に戻るまでのものは之を共同海損より除外せりもし果して入港のときの斯る費用が草案第二條の規定の結果として當然共同海損となるならば其地位に戻るまでの分も當然共同海損たるべく左すれば草案は米國の現行法に一步を進めたるものと云はざるべからず。

第五 船の過失(negligence)に因り危険を惹起したる場合の問題(附相當なる分量

の燃料の準備問題

草案は恰も我が商法と同じく共同海損は船長の過失に因り惹起されたる危険の防止に關する場合に於ても猶存在し得べく過失者も共同海損債權者たることを妨げずとせり(草案第三條)(マドリッド會議に提出せられたる案は過失者を債權者より除外せるもマドリッド會議を通過したる草案は過失者をも除外せざることとなれり) (Madrid Report p. 58 p. 78) 英國船主は彼の一九〇三年の Antwerp Rule は「ソリシター」の意見に従つて之を採用せざることとせりとか (Report of Extra. G. Meeting of London A. A. A., 7/1914 p. 15) 然れども關係者の過失を共同海損より引離して考ふることは精算を適當の時期に敏活に行ひ關係者の利益を保護する上に於て不得已ことなるべし。

草案第九條(E)に依れば船舶出帆の時に相當なる量の燃料炭を用意することを怠りたるときは途中不可抗力のために燃料の不足を生じ積荷を燃料として消費することあるも全く船舶の負擔となるべく共同海損を構成せざるものとせり是れは第三條の過失と共同海損とを分離して考ふる所の主義と一致せざる規定なるが如し尤も斯る燃料炭に關する制裁的規定は船舶を取締まる上に於て多少の

効果なきにあらざるべし、其の點より云へば英米等の如く過失者に對して一般に共同海損請求權を認めざることとせば取締上は可なるべし。

第六 共同海損精算地の問題

草案の規定中最重要なるものは第五條なるべし第五條に於て損害並に負擔價格の計算を何れも共同海損行爲の行はれたる後の最初 陸揚港の状態の財産の價格にて決定することとせり即共同海損行爲以後の最初の陸揚港を以て共同海損の精算地とせり現在では最後の陸揚港を精算地とせるなり是れ大革命なり而して草案は最初の陸揚港と其の航海の終了までの間の財産の共同海損負擔力の保存は特に之れがために共同海損財團の費用を以て保險を付することに依りて行ふべきことを規定せり。

英國倫敦の海損精算人 May 氏は草案の此の企畫を以て實際上の困難を豫想せざる愚案なりとして非難せり(精算人協會の一九一四年臨時總會々報六頁)May 氏の意見によれば(1)多くの場合に就て云へば最初の陸揚港に於ける財産の状態を知ることに困難なること、(2)草案の如く最初の陸揚港を精算地とせば最初の陸揚港を出港したる後に船舶も積荷も全滅したりと假定するも最初の陸揚港へ達する

以前に犧牲(例へば投荷等)に供せられたるものだけ共同海損として補償せらるべし従て船舶は結極全滅して到達せるにも拘らず其の一部が償はれ積荷も全滅したるに拘らず先きに最初陸揚港到達前に投荷せられたる荷主だけは償はるゝこととなるべし是れ不公平なりと論じをれり。

私思ふに既に最初の陸揚港を以て精算地として一の區劃を立てたることなれば其の前後の問題は全く之を切離して考ふべきものにして従てスミス氏の云へるが如きことあるも之を不公平と考ふべからず且又現在の方法にては補償力の及ばざる邊まで補償の力を及ぼす點に於て夫れだけ利益を受くる人を増加するなり之れがために何人も不利益を被むる人なきなり草案の方法によれば費的共同海損に對する補償の問題も大部分解決さるべく船主に取つて大なる福音なるべし

第七 雜 題

草案が本邦現時の狀態に於て特に有益なる點を擧れば定義を下せるがために所謂本邦商法の難關たる因果主義が本邦に於ても跡を絶つに至るの利益あり。
Y. A. R. の下に於ては此の肝要なる點を國內法に譲れるの缺點あり。

共同海損たる損害費用に對して相當の利子を附すべきこと及び其の利子の起

算日を明示せることは本邦の如く今や此點に付き米國と英國との間に板挟みとなれる國柄に取りては船主積荷主のために一大福音なりと云はざるべからず、もし又避難港に向て轉針以後の給食料燃料等を共同海損とするに至らば船主現在の窮狀を救済する上に於て偉大なる効果あるべし、共同海損債務取立ての手續料或は船主の共同海損事件に携はるに付ての報酬の問題の如きも之を規定して以て統一する方が實際上公平なるべし、本草案には各關係者の分擔債務の支拂を強制する方法を示せり(第八條)留置權の問題を更らに研究して適當に實行し得べきものとするを得ば精算の圓滿なる結果を告ぐる上に於て大なる助けとなるべし、草案が底荷航海の場合に於ても運賃と船舶間に共同海損を成立せしむることとせる英國の實際の規定を採用せることは別に差支へなかるべし、又草案が A. R. 第十二條又は英國海損精算人協會の實行規則の如く運賃より控除すべきものを乗組員の給料及港の諸費用と限定的に明示せずして廣く運賃より控除すべきものを定めたるは一進歩と云ふべし、運賃の一部が現に支拂はれ一部のみが運送人の危險にある場合に於ける控除に付き更らに規定を設けば一層可なるべし(V. A. R. XII の運賃控除規定の不備に付 *Madrid Report*, p. 77) *q. v.* Dr. Brüdgers の意見を參考のこと) (完)